

平成25年9月定例会 過疎・人権対策特別委員会（付託）

平成25年10月11日（金）

〔委員会の概要〕

来代委員長

ただいまから、過疎・人権対策特別委員会を開会いたします。（10時33分）

直ちに、議事に入ります。

本日の議題は、当委員会に係る付議事件の調査についてであります。付議事件につきましては、お手元に御配付の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【説明、報告事項】なし

小谷保健福祉部長

理事者において報告すべき事項はございませんので、どうぞよろしく願いいたします。

来代委員長

それでは質疑を始めます。

松崎委員

おはようございます。少しだけ質問をさせていただきます。

まず一つは、過疎・人権対策特別委員会ということで、人権に関わっての質問ということでお願いしたいと思いますが、最近の新聞等々を見ますと、いじめとか体罰とか虐待とかDVとか、社会全体で人権意識が低下しているということが問題になっているのではないかなと思います。そして、本会議での私の質問に対して、知事からは、「県人権施策推進本部を中心に全庁一丸で取り組んでいく」という答弁を頂いております。是非そういうことを踏まえて、担当課だけではなくに、憲法で保障された基本的人権の尊重をやっぱりきちっと徳島の地でも根付かせていくという視点での取組を、改めてのことでございますけれども、要望しておきたいということが1点でございます。

それに関係して、6月議会の特別委員会、それから代表質問でもさせていただいたのですけれども、いわゆる戸籍や住民票の不正取得の防止策で、事前登録によります本人通知制度について質問をいたしたいと思います。6月の委員会でも小谷部長さんから御答弁を頂いて、しっかり全国的な状況とか、そういったことも周知をしていきたいというお話も頂きました。ちょうどあれが6月でしたので、あの時には全国で300自治体程度という話がありましたけれども、最近の話では430くらいの自治体がこういった制度を市町村でも制定されているということで、全国的な動きになってきているということもお聞きしてきたところでございます。私も代表質問以降、前後を含めて担当の部署へ行きまして、いろ

いろ状況について話を聞いてまいりました。その中で、一つは質問でも言いましたけども、通知制度の設計をするに当たって市町村任せでなしに、県も入っていただいて、モデル要綱案的なものを県内統一で実施すべきでないかということが 1 点ございます。

それからもう一つは、そういう統一した制度にいたしますと、それぞれの、特に戸籍事務に関わって、コンピューター等々のシステムは統一されているというふうに聞いておりますので、統一制度になるとそういった事務の統一性もできて、業者とのいわゆる見積り等々のことも安くできるのではないかなと、そういうお話もありまして、そういうメリットも生かせないかなということもございますし、例えば県内外からこの制度を作ったときに、いろいろ問合せがあった場合に、A市とB市とは同じような制度があるけど違いがあるというよりは、県内統一した制度という形で作ったほうがいいのではないかという御意見なども聞いてきたところでございます。

それからもう 1 点は、県としても財政支援を検討いただければ、特に小さな自治体などは制度導入の検討がしやすくなるということもございますので、その点についても、その後具体的にどのように検討されているのかということについてもお聞きしたいと思います。当然、戸籍等の事務というのは国の事務でございますので、粘り強く不正防止対策等、それから法整備、財政支援については強く求めていただきたいと思いますということも申し上げているところでございまして、このことについて担当のところでも御意見、考え方があればお話いただきたいというのが一つです。

これと関係するものかなと思うのですが、6月の委員会、定例会以降に、7月に知事のほうで全国知事会の中で、情報化推進プロジェクトチームのリーダーということで、来年度予算に向けた予算要求、提案に行かれて、マイナンバー制度に関連してプライバシー保護の観点から個人情報の保護策の確立、それからシステム構築や維持費、管理費の費用は原則国負担とすると、地方に経費負担させないと、それから、番号制の採用に当たっては、立案、設計する段階から地方と十分協議してもらいたいというような提案、要望を出されたという報道もされているところなのですが、前段のことと、今、後段、7月に対応されたことについて、特に新年度予算に向けて国の対応、今、大きな概算要求が出されておりますけども、概算要求等々にも、総務省や法務省にも知事としては要望、提案に行かれたというふうになっておりますけども、その辺の最近の情報がつままれているのであれば、これをお教えいただきたいと思います。お願いします。

手塚男女参画・人権課長

松崎委員から、事前登録型本人通知制度についての御質問を頂きました。この制度につきましては、市町村が本人以外の第三者からの請求によって戸籍謄本等を交付した場合に、その希望する住民に対してその事実を通知するものでございます。県といたしましても、この制度につきましては、戸籍謄本の不正請求とか不正取得を抑止しまして、人権侵害等のそういう事件の発生を未然に防ぐということで一定の効果があるものと考えてございます。そういうことから、これまでも県内市町村に対しましては、副市町村長・総務課長会

議ですとか、市町村人権主管課長会議等を通じまして、この制度の趣旨とか概要、また他の自治体における導入状況等について情報提供を行ってまいりました。この制度についての県内市町村の考え方をちょっと御紹介しますと、この制度については、全国全ての市町村が統一的に実施するものであるという考え方がございます。それから、この導入とか運用に関しましては、費用とかがかかるということで、市長会とか、徳島県戸籍住民基本台帳事務協議会等を通じまして、制度の法制化ということで国のほうに要望を行っておると聞いてございます。

松崎委員から、この導入促進に向けて、今、御提言を幾つか頂いたわけでございますけれども、この制度の導入につきましては、この事務を所管してます市町村において、まずは主体的に判断するものと考えてございまして、県としましては、その意向に沿った、また歩調を合わせた支援をしてまいりたいと考えてございます。先ほど言いましたけれども、市町村としましては、この制度は市町村独自に導入するのではなく、全国統一的にということでございますので、県としても機会を捉えまして、国に対してそのような要望を伝えてまいりたいと考えております。

それから、今後におきましても、この制度につきましては、他県の導入状況、それから導入とか運用に係る諸課題、国の動向等につきまして、関係部局と連携して研究し、またその情報については、今後とも市町村のほうに十分伝えてまいりたいと考えてございます。以上でございます。

松崎委員

確かに全国統一でやられるというのも一つの方法だろうと思うのですが、例えば四国内で香川県などは全県一緒にやられておるとい、進んでいるといえますか、そういう取組もされているところがあるので、徳島県も全国足並みそろえるのを待つというよりは、私も少し側聞といえますか、聞いてみると、できればシステムを来年度ぐらいにやるということで協議に入りたいというお話も現場段階ではお聞きしているところもありますので、是非そういったことも踏まえて。なぜこういうことを言うかといえますと、先ほど言ったように制度が違っていると、それぞれ問合せを市町村にした際に、「うちはこのやり方です」、「うちはこのやり方だ」ということになると、例えば全国の弁護士会などの士業の方が徳島県に対して郵送で、公式文書で申請が来ると、それに対応するに当たっても、いろいろ市町村に違いがあるよりは統一した指標があったほうがいいと、こういうこともありまして、例えば京都府なんかは、ガイドラインを作って市町村に示して協議をやっていると。それに沿って市町村は市町村で当然、判断していくところはあるのだろうと思えますけれども、そういう参考事例もございますので、是非、全国のを待つというだけじゃなしに、例えば6月にお話しした時は大体300くらいだったけども、今日では先ほど言ったように440くらいの自治体が制度的に取り入れておるということでございますので、是非市町村との連携の中で、県としてやれることをしっかりやっていただきたいなというふうに思います。

それと 7 月に先ほど言いました、知事がそれに類する感じだろうと思うのですが、マイナンバー制に関わるというところで、個人の情報保護の問題等々で国に向けて要望、提案活動をされたということについて、何か確認ありますか。

矢間地域創造課長

先ほど、委員のほうから番号制度につきまして、国のほうに要望をしているかとの御質問があったかと思えますけれども、去る 7 月 18 日全国知事会で、知事がプロジェクトチームリーダーをしております関係で、副会長として全国知事会を代表いたしまして、総務省及び内閣官房等に提言してまいりました。その中で個人情報に配慮しつつ、番号制度についての新年度予算に向けても、国が用意すべきところは国が用意するよというふうなことを提言してまいりました。

それで、今のところ国の概算要求のほうを見ますと、事項要求ということになっておりますけれども、全国知事会のプロジェクトリーダーとして知事のほうに要望いたしました結果、国と地方の事務レベルの協議の場が開催されることとなっておりますので、またこれ今後開催される予定がございまして、その中でもそういった予算要求の件につきまして、申し入れてまいりたいと考えております。以上でございます。

松崎委員

是非、予算の関係を伴うということもありまして、市町村も少し二の足を踏んでいるというのは現状としてお聞きをしております。知事がこういう個人情報の保護も含めた形で国の責任、それから法制化も含めて動いていただいているということもありますので、そういった情報についてしっかり把握していただいて、市町村の担当者なり、市町村に対する周知といいますか、御連絡といいますか、そんなのも頂ければ、なお市町村としても、新年度なりに向けて協議していく上では参考になるかと思っておりますので、よろしく願いしておきたいと思っております。

この不正取得というのは、人権侵害行為につながるということは先ほどありました。県内でも本当に振り込め詐欺とか、いろんな形で被害に遭っている方が大変多いと、そういう詐欺行為に、この住民票や戸籍の状況やら、そういったものが使われている可能性が強いというのは、熊本の事件などの裁判の中でも明らかになっているようでございますけれども、恐らく当てずっぽうで家へ電話して「この株、投資せんで」みたいなだけの話とか、オレオレ詐欺とかいうのはやられているのではないだろうと思っております。要するにプロとして周到な準備をすると、そのためには家庭構成がどうなんだとか、そういうことも調べるとなると、やっぱり戸籍、住民票というのは、まず一番確かな情報ということになってこようかと思っておりますので、最近ではそういったことにも使われている。議会のほうも振り込め詐欺等被害防止条例を作るといこともございますし、特に人権を守るという観点も含めて、今後、この制度の導入に向けた、県としてのリーダーシップ的なこともお願いしたいと思っております。もうこれはお願いだけにしておきたいと思っております。

それから 2 点目でございますけども、いわゆるインターネット上の差別書込みということで、知事さんの答弁でも頂きました。この差別落書きとか差別書込みに対応するという事で、県としてはネットウォッチャーですかね、この取組を行っているというふうに聞いているんですが、その現状なり問題点など、現時点で分かる範囲で結構ですけども、少し教えていただければなと思います。

手塚男女参画・人権課長

県のほうで今、取り組んでおりますネットウォッチャーの制度についての状況等でございます。保健福祉部を中心に庁内、経営戦略部、県民環境部、教育委員会が一緒になってネットウォッチャーということで、週 1 回 2 時間程度、職員を呼びましてネットのチェックをしております。今までの実績としましては、6 月から 9 月末までで 4 か月ほど実施してまいりまして、計 15 回チェックやりまして、チェックのワードとしましては、自殺と薬物、人権、いじめという四つについてチェックいたしております。それに関しまして、好ましくないと言いますか、不適切な書込みにつきまして合計 20 件ほど、それに怪しいということで私どもが確認したのがあります。それにつきましてインターネットホットラインセンターという全国的に運営されておる組織がございますけど、そちらのほうに通報して、そちらのほうで適切に対応していただいているという状況でございます。

松崎委員

ネットウォッチャーでいろんな問題をチェックいただいているということでございます。つい昨日今日あたりの報道では、サイバー補導態勢を検察段階で強化をするという話なども出てきておるようでございますけども、やっぱりこのインターネットを使ったいろんな犯罪行為と言いますか、差別行為も含めて多くなっておるようでございますので、引き続いて取組をお願いしておきたいと思っております。

ところで、このヤフーの検索というのがありまして、インターネット上の書込みの中で表題がありまして、とにかく「怖くて調べられない」とか「検索してはいけない言葉」という表題がありまして、その中身は 2011 年に作られたホラー映画のようなんですけれども、それとビデオもあるようなんですけども、その内容の紹介があると。このホラー映画の中身の中で、いわゆる被差別部落でこういったことを言っていたという、いわゆる書込みがあるわけですし、これは県内でも問題になっておるようでございますし、もう問題になっておると思うのですけれども、こういう表題を見ればもう誰でもがアクセスできるようなことになるのですが、こういったことを削除するという事は、先ほど言ったインターネットホットラインで可能なんですかね。

手塚男女参画・人権課長

先ほど申し上げましたインターネットホットラインセンターというのがございまして、そちらのほうでその内容について削除すべきかどうかという判断していただきまして、削

除すべき案件につきましては、そのサイトの管理者のほうに削除要請をしていただいております。そのような状況でございます。

松崎委員

この件ではどうですか。この件は既に連絡されてます。

高田人権教育課長

インターネットによる差別的な含みについての今、御質問を頂きました。現在インターネット上の掲示板サイトには他人を誹謗中傷する書込みや差別を助長する表現、個人や集団にとって有害な情報が掲載され、匿名性を悪用した人権侵害が社会問題化しております。インターネット上のいわゆる匿名性を悪用し、個人の人権を侵害し、偏見、差別を助長する行為は決して許されるものではありません。子供たちの人権を侵害するような悪質な書込みが発見された場合には、速やかに学校や市町村の教育委員会をはじめ、関係課、法務局、警察など関係機関との連携を密にして、情報の内容の共有化を図るとともに、対応に当たっているところでございます。

ただいま委員さんのほうからお話がありました、このインターネットの掲示板、いわゆるコトリバコみたいな感じですね。そういったサイトに部落差別を助長するような書込みがなされるという、そういった情報はうちのほうも得ております。この書込みにつきましては、鳥取県をはじめ他県でも削除要請がなされているというふう聞いております。県教育委員会といたしましては、情報化の進展が社会にもたらす影響の重大性や情報の収集、発信の主体者としての責任を自覚させる学習を進めるとともに、とにかく自他を大切にす豊かな人権感覚を育てる人権教育を推進して、そういったサイトに反応しないといえますか、人権感覚を育てるような人権教育を推進しているところでございます。

松崎委員

私が言いたいのは、中身はそのとおりなんですけれども、鳥取や島根でも指摘されていると、徳島でも具体的にこういった会話になったときに、例えば同和問題を話しするといったときに、もう怖いというようなことが先入観で入ってしまうような、この見出しがあつてその内容を知っている人は、そのことにもう入り込めないみたいな、そんな状況にまでなっているという事実が報告されているようなんですけれども、そのことは知っておられますかというのが一つと、この中身について、徳島として、これは先ほどあつたところがホットラインがいいのかどう分かりませんが、どこに言えばいいのか分かりませんが、この種の表現、内容は削除してもらいたいということを是非言っていただきたいんですけれども、どうでしょうかね。

高田人権教育課長

私のほうでもコトリバコのことにつきましては、情報提供を頂いた時に何人かの課員で

検索をしました。ただ確かに見つけにくいといった部分もたくさんございましたが、やはり同和問題と関連した書込みがあったということも確認しております。しかし、その書込みの内容が事実かどうかという点とか、さらには削除の対象になるかどうかという点で判断が難しく、課題があると思われま。ただ、是非とも厳しい人権侵害というようなことがあると判断した場合には、法務局と連携しながら、削除要請は今までできておるところでございますが、この件については私たちは自分たちで検索した時点でちょっとかなり難しいのではないかとこのように判断しております。しかし、このような書込みというのは、差別意識をあおったり、差別意識を助長させるようなものでありますので、情報モラルについての学習はもとより、自他を大切にす豊かな人権感覚を育てる人権教育をしっかりと推進していかなければならないと考えております。

松崎委員

グレーゾーンという表現なのかなというふうに一言で言えば思うのですけれども、ただこの検索の見出しを見れば、いわゆる被差別部落でそういうことがやられておったんだということがストーリーとして表題に書かれておると、そして中身に入っていくということになって、そして先ほど言ったように、本当に同和教育の問題とかそういった話になった時に、「もう怖い、怖いから」という感じで、次の同和教育に進めないというような問題が出てきているという話もあるわけござまして、是非中身の問題は御検討いただいて、私としては、もう島根や鳥取のほう指摘されているだけなのですかね、削除するように言っているのか、その辺はつかまれているのですか。

高田人権教育課長

詳しい内容までは現在のところ把握できておりません。

松崎委員

是非、名が指定されているといいますか、地域として指名されているところが問題があるというふうに言われているところですし、徳島県でもこのヤフーのいわゆる検索の内容が、表題自体も含めて問題としてはあるというふうに思いますので、それはしっかり検証いただいて、私としては是非この内容について削除されるように取組を、これは是非お願いをしておきたいというふうに思います。どういう検討になったかは、また御連絡いただければなというふうに思います。

最後ですけれども、過疎ということで、委員長さんもおいでますので少しだけ言わせてもらいます。ドクターヘリ関係で、ちょうど1年ということで新聞報道があったり、テレビ番組なんかでも、その成果と課題というの出されているところござい。たしか先週土曜日であったんですけども、消防職員の方が各地から集まる会がございまして、ちょうど参加をしておりました。いわゆる過疎の地域でドクターヘリを受け入れるに当たって、要するに発着場の確保の問題、どこかで事故が起きた、急患が出たと、これはド

クターヘリにお願いしなきゃならないという判断もあって、片一方は過疎地域の中で一定地域の離れた所に患者さんを搬送する作業があると、片一方ではドクターヘリが飛んで来ますから、飛んで来る発着場を確保しなきゃならない、しかし過疎の地域の中でその発着場がなかなか確保できないという問題も指摘されておりましたよね。

それと同じことが実は話としてありました。現場の救急の消防の職員の皆さんは本当にドクターヘリが就航したということで、助かる命を助けるということでは本当に歓迎をして、感謝をしているんですけども、発着場の例えば用地を確保する場合に、着陸する場合にかなり砂地というんですか、路地の所であればそこに降りていく時にものすごい砂が飛ぶんですよ、小石が飛んだりすると。それに近くの人が寄ってきたら危ないので、それには寄せないようにしなきゃならないと。そういう場所をまず確保しなきゃいけない、降りてくる場所を確保しなきゃいけないのと、余り近くに寄ってくると砂とか石が飛んできて危ないということで、そういう空間というんですか、距離も確保しなきゃならないと。

片一方の部隊は、患者さんを迎えてドクターヘリの所まで来なきゃならないと、こういう現場としての、当然、現場サイドの作業といいますか、仕事があるわけですけども、問題点はやっぱりこの発着場の用地をどう確保するかと、確保するだけでなくちゃんと整備をしておかないと、先ほど言ったように荒れ地でしたら危ないし、降りてきたら石が飛んできたりとか、そういうことにもなるので、どうしても過疎の地域の所でそういったものを確保するとなったり、整備をするということになると財政的な支援が欲しいなど、こういうお話がございました。過疎の所で消防隊がおいでるのは、当然少ない職員で緊急対応されていると思うのですが、県側は県側でドクターヘリを出動させるというところでいろいろ課題もあるということですが、逆にそれを受け入れて対応する、いわゆる過疎地域での消防救急隊の現実に対して連携協力をしていかなきゃならないと思うのですが、そこら辺で今後どのように取組を進められるのか、お話をいただければなと思います。

田中医療政策課長

今、委員からドクターヘリの離発着場の確保を含めて課題をお話いただきました。ドクターヘリにつきましては、もう既に報道等、テレビ等で公表しておりますけども、1年間で323回という、非常に皆さんに御利用いただいて、救命救急に活躍しているというふうにはまずは認識しておるところでございます。そして我々、課題として考えておりますのは、まずドクターヘリを呼ぶことに対して、各消防に対してためらわないという点が、まずは1点目でございます。そして、それについては各消防関係機関と協議を含めて連携を密にすると、基地病院であります中央病院のドクターとも常日頃から連携を密にして、顔の見える環境を作り上げるということを中心にかけているところでございます。

それともう一つ、これもポイントでございますけども、いわゆるランデブーポイントという離発着場、これの確保でございます。現在、9月30日現在でございますけども、徳島県内203か所のポイントがございます。いずれも各市町村あるいは消防各関係者の協力によりまして、病院関係者を含めて様々な方の御協力を頂きまして、設置しているという

ころでございまして、立地条件といたしましては、適地として約20メートル四方の広さがまずは必要であると、それとヘリコプター、やはり離発着の際に安全性の確保という点が必要でございますので、視界が開けているというのが条件になってこようかと考えております。県としても、助かる命は助けるという観点から、ランデブーポイントの設置につきまして、臨時離発着場の整備事業という補助事業を設けております。これは平成24年度と平成25年度の制度ということでございまして、補助額としては上限400万円、1か所当たりでございます。そして県が2分の1と、事業者が2分の1といったことで、予算1,000万円を用意してございますので、こうした事業の積極的な活用について、現在、病院関係者あるいは市町村関係者、消防関係者に十分な情報提供を行っているといった状況でございます。以上でございます。

松崎委員

今の補助制度というのは上限1,000万円ということ。ちょっともう少し、すみません。

田中医療政策課長

上限は400万円ということで、基本的な離発着場整備に必要な標準経費のようなイメージでございます。その中で300万円の事業ができれば、その2分の1ということですので、150万というふうなことになります。以上でございます。

松崎委員

分かりました。例えば400万円の事業をする場合に200万円は市町村が出さないかということですね、はい。それがなかなか市町村の場合、消防職員の方がおっしゃってましたけども、離発着場を確保するに当たって「それが大変なんや」と実は。そういう、ぎりぎりの中で各自治体、過疎地域の皆さんは消防救急活動に当たっているということでございますので、財政的などころも大変厳しいんだということについては理解をしていただければなど。可能ならその上限をもっと上げるとか、委員長さんもいますので、上げてもらうとか、そういうことも検討事項に入ってくるのかなということをお願いしたいと思えます。

いずれにいたしましても、ドクターヘリによって、お話があったように大変、過疎の地域の中で救急を要する患者さん、事故が起きた場合等々、本当に感謝をしているということがございましたので、お伝えいたしたいと思えますし、なお一層その充実に向けてよろしく願いをして、質問を終わります。

元木委員

私のほうからは健常者と障害者との触れ合い、交流推進という観点からお伺いをさせていただきたいと思えます。最近、報道を見ておりますと、教育のほうになるのですが、パキスタンの女性のマララさんですか、あの方のスピーチなんかを聞いておりますと、本

当に今これだけ先進的な世の中になっても、女性であるがゆえに教育が受けられない方ですとか、今日もこの「心に響くエピソード」を読んでおられますと、東日本大震災を被災されてまともに教育も受けられず、本当に当たり前でいることが幸せであるというようなことがたくさんつづられておって、感動をしておるところでございます。今日も朝のNHKのハート展をちょっとのぞいてきましたけれども、全国各地の知的障害者の方の文章ですとか、そういったことですとか、あと認知症というのも最近言われてますけれども、その認知症の方々に対するお孫さんの手紙ですとか、そういうのを読んでおられますと、本当にこう当たり前で生活しておることの有り難さを感じることによって、自分がもっと頑張っ勉強しなければならないと、仕事をしなければならないと、元気に力強く生きていかなければならないという希望も与えられるのかなと、こういう気がいたしておるところでございます。

こういう中におきまして、教育委員会におきましても特別支援教育ですとか様々な分野で障害児の教育に関して施策を推進していただいておりますと、一定の成果が出ておられるのかなと思っております。最近では本県の全体の学力が落ちておると言われておって、やはり学力を上げていくためには上のほうの方だけでなく、底辺をしっかり底上げしていくという視点が本当に大事なのかなと思っております。これはちょっと質問を通告してないんですけども、もしお答えできるのであれば、障害を持たれておられる特別支援の対象の方の学力向上に向けて、県教育委員会としてどのような工夫を行って進めておられるのか、1点お伺いできればと思います。

あと、一般の方が障害者の方と触れ合うことによって、様々な障害を持つ方の御苦労ですとか、そういうのを肌で感じるによって、そういった方への支援を充実させていくことも大事な視点であると思っております。他の県を見ておられますと、手話を使った言葉を正式な言葉として認めるといったようなことで動いておられる自治体もあると聞いております。そういう中で健常者が障害者の方と触れ合うことによって、障害者の方に立った考え方や、日常の生活で気付くことができないことを体験することができると思っておりますけれども、この触れ合いの機会について、県としてこういった取組を進めておられるのか、併せてお伺いをいたしたいと思っております。

栞原特別支援教育課長

特別支援学校におきましては、障害のある子供たちが教育を受けております。障害につきましては、知的障害、また、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱というお子さんが各特別支援学校で学んでおります。まず、知的障害を持つお子さんにつきましては、やはり学力向上というよりは、まずはその学校を卒業した後に社会で自立できるような力を付けるために、その子の知的レベルに合った、例えば算数であるか国語であるとかという学力の向上を目指しているところでございます。他の知的障害を持たないお子さんにつきましては、通常の小学校、中学校、高等学校と同様の、準ずる教育課程を行っております。いわゆる進学を目指すであるとか職業に就くとか、そういうふうな学力を身に付けるよう

に各教科の特別な教育を行っているところでございます。以上でございます。

勢井障害福祉課長

続きまして、障害者の方々と健常者の方々が触れ合う機会の御質問に答えさせていただきます。毎年12月3日からの障害者週間に合わせまして、「障害者の集い県民大会」を開催しております。ここでは自らの体験をつづった作文の朗読や、お互いに支え合う思いを込めたポスターの掲示等を行いまして、人権意識の浸透を図っているところでございます。

また、障害者の方々の活動の拠点でございます「障害者交流プラザ」におきまして、毎年夏休みに交流プラザフェスタを開催しております。障害者の方々が制作した絵画、陶芸の展示でありますとか、手話や点字の体験、また障害者スポーツへのチャレンジなどの機会を設けております。今年も3,000人を超える方々に来場いただいております。また、各特別支援学校におきましても、文化祭や体育祭などの学校行事に地域の方々をお招きしまして、交流を図っております。地域の祭りへの参加や公民館などへの児童生徒の作品展示、廃品回収などの様々な形で地域住民との交流を推進しております。一方、障害者の方々が生活する各地域の施設におきましても、季節に応じたお祭りなどの行事を行いまして、地域の方々との活発な交流が行われている状況でございます。以上でございます。

元木委員

教育委員会のほうからは社会で自立するため、いろんな取組を行っておられるというようなお話でございました。最近の傾向を見ておりますと、特別支援員さんとかいろんな方が学校について、かなりマンツーマン的な指導がなされておる学校もあると伺っております。保護者の御意見等を聞いておりますと、基本的にはやはり余り区別をせずに、できるだけ一緒にできる分野では一緒に教育も受けさせていただきたい、できたら教科書の内容なんかも同じようなレベルのものを子供に教えていただきたい、そういったお話であろうかと思えます。ただ、一方において知的の障害者の方でしたら、例えば二次方程式のなかなかX自体の意味が分からないとか、空間を見たらパニックになってしまうとか、いろんな子供の個性に応じた指導のやり方があるかと思えますけれども、それはやはり完全にテキストとかを分けるのではなくて、是非同じ土俵でできるように、そういう教育の指導方法を工夫しながら、例えばXを使わずに括弧を使うとか、いろんなやり方があるかと思えますので、それを学校の現場の先生方の様々な研究を重ねていった上で、本県ならではの特別支援の指導の在り方を確立していただきたい、そしてそのことによりまして全体の学力が上がるように、学力の二極化ということも言われておりますけれども、そういった上位グループと下位グループの差が少しでも縮まってくるように努力をしていただきたいということをお願いしたいと思えます。

また、障害者との触れ合いということにつきましても、県全体でいろんな取組を行っていることに加えまして、各地域の授産施設とか特別支援学校・学級単位でもやっていただ

いておるといふことをごさいます。うちの地元でも、例えば花を一緒に、障害者の方と苗を買ってきてそれを植えるという体験をしたり、あるいはふきのとうとか、そういった本県独自の農産物のブランドを育てながら、それを障害者の方と一緒に育てて、育つ喜びを共に味わうというようなことも進められておりました、一定の効果が出ておるところをごさいます。是非こういった各地域単位の個性ある取組をしっかりと県としてもサポートしていただきまして、更なる障害者施策の推進、充実に役立てていただきたい。そして、できましたら県でもなかなかスポーツの施設ができないとか、学校の休校、廃校地がうまく活用できていないとか、そういった課題もごさいますけれども、そういった障害者の方をサポートするという観点で国からの支援を頂きながら、充実した障害者対策を進めていただきたいということをお願いさせていただきます、終わります。

重清委員

1点だけ伺いたしますけど、少子化対策。これ徳島県としてどのような施策をしているのか、その効果は上がっているのか。今、地方の過疎地はもう本当に人口減、また子供の減、止まりません。これに対する対策はどのように打っているのか。ちょっと通告してないけん、あれですけど。自然に子供たちが減りよるけん仕方ないわで、学校にしたって、小学校、中学校の統廃合がどんどん進んでおります。今、もう次は保育所の統廃合です。減っていつているから統廃合で終わりですという話でなしに、これに対する対策をどのように打っているのか、またそのためには今、若い人たちは働く所がないのですけれども、商工労働部はどんな政策を過疎地に打っていくのか。それでスポーツもこれきとるけど、国体関係はまた今度、議会に抜本的な対策を出してくるけん今回、聞きませんが、いろんな今、少子化対策この委員会でありますけど、現実的に徳島県も人口が減って減ってしよりますけど、過疎地はすごいです、スピードが。今、それで高齢者に対しては、逆に各地域にも施設もできまして。ただ、まだそれでも高齢者の人口が多くて待機という状況が始まっておりますけど、子供たちは本当に少なく、地域は本当に活力が今なくなっておりますので、これに対する対策、少子化対策でありますけど何をしているのか、県として。その成果は上がっているのか、これだけ言うたら大分時間あげましたけど答えていただけますか。

吉田福祉こども局長

重清委員のほうから、県の少子化対策、どういうふうに進めているのか、どう成果が上がっているのか、子供が少なくなっている現状等についての県の取組姿勢ということかと思ひます。委員御指摘のとおり、今、人口減少社会ということで、少子化が進行しているところではごさいます。本県といたしましては、少子化のための行動計画「徳島はくぐみプラン」を作りまして、全庁挙げて各種施策を取り組んでいるということをごさいます。ここ4年間でごさいますけれども、女性の方が生涯に産み育てる数、合計特殊出生率につきましては4年連続で上昇しているという、いい傾向は出ているところをごさいます。た

だ、2.07ないし2.08のいわゆる合計特殊出生率がなければ人口維持ができないというふうな状況でもございますので、まだこの合計特殊出生率が上昇しているといってもブレーキが少しかかりつつあるという程度であって、引き続き取り組んでいかなければいけないというふうに考えております。少子化対策につきましては、私ども保健福祉部はもとより、商工労働部の施策、教育委員会、様々な部局の事業を展開させていただいて、市町村と一緒に取り組んでいるところでございます。引き続き取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

重清委員

今のは特殊出生率、生涯の。これは、そやけどこういう話で人口が増えるかどうかの、出生数が増えたかどうかやないと。もともと少ない人らのが、1人やったのが2人になったという話で、目標はそこに置いて今まで施策をしているんですか県は。これだけを増やすという話ですか、目標値というのは。

吉田福祉こども局長

人口の実際の数値で申し上げますと、平成19年の段階で出生数が6,011名でございました。そこから実は平成20年度、ここに向かって118名減少し5,893名という状況になってございます。そこから21年、22年、23年と僅かでございますが、21年度は5,898、22年度は5,904、23年度は5,914という形で増えてきているところでございます。ただ24年度、こちらのほうにつきましては、合計特殊出生率は上がったのでございますけれども、約百数十名結果として減少しているという状況にございます。これまで当然、私ども少子化対策ということで、子供を産み育てやすい環境づくりというのを第一に考えてきて、取り組んできているところでございます。24年度人口、確かに子供の数、出生数は実人数で減ってしまいました。この施策の対策につきまして、今、更にどういう対策を講じていくかということで、また考えているところではございますが、27年度からこの子ども子育て支援法が具体的に施行されます。ここで、教育、保育というこの子供を育てやすい環境づくり、こちらのほうにも力を入れてまいりたいと思っておりますし、また関係部局と連携しながら子供の医療費、それから教育、いろんな部分で対策を講じてまいりたいというふうに考えております。

重清委員

これ、過疎・人権対策特別委員会ですよ。私が特に聞きたいのは過疎地の今、人口減少、少子化をどないするのかと。今だって一緒ですよ、郡部から働く所がないけん阿南とか小松島、徳島のほうへ行きよると、若い人らが。その人らがそこへ家を建てて、もうそこで子供を育てているという話ですよ、今、徳島県の現状は。郡部は過疎地がどんどんどんどん子供も若い人も減っていっていると。この対策はどのようにやっているのかという話ですよ。県全体で、藍住とか板野が増えよるけんそれで人数はいけますわと言って、このバ

ランスがおかしくなるとんでしょ今。過疎地はどないしよんなど、過疎地の対策はどういうふうにやっているのかというのを聞いているんですよ。別個に、それか来年度の目標、数値目標だってやっていただけますか。過疎地に対する少子化対策はどのようにしているのか。

吉田福祉こども局長

過疎地域の少子化対策について、再度お尋ねかと思えます。過疎地域においては、やはり委員おっしゃるように、出生数の減少、人口流出等、地域の子育て力も低下しているというような状況もあろうかと思えます。今後、一つ考えているのが過疎地域における厳しい子育て環境を改善するということで、従来の認可保育所に加えて、小規模保育、家庭的保育といった保育サービスの充実のほうも積極的に展開してまいりたいと思っております。また市町村と密接な地域子育て支援拠点事業とか放課後児童クラブ、病児病後児保育といったものやっけていきたいと思えます。ただ、過疎地域では子供さんを育てる上でやっぱり集団的な教育ができないとか、経済的な状況があるとか、いろんな声もあろうかと思えます。保護者の方からの切実な声、これも適切に把握してまいらねばならないというふうに考えております。

子育てに関していろんな市町村、特に過疎市町村のほうでも基金を作って給食費の支給をみるとか、そういった独自の取組もされているような所もございます。私どもといたしましては、市町村の声を聞きながら、制度として変える部分につきましては、国のほうにしっかり提言してまいりたいと思っております。今、作業を進めております「子ども子育て支援計画」、そして来年策定を目指していくこととなります「徳島はくぐみプラン」のほうにつきましても、市町村の意見、そして関係機関の皆様の意見を聴きながら、県としてそういった目標値等につきましても、検討してまいりたいと思っております。

重清委員

具体的にはこれ、保健福祉だけやないですよ。過疎地で当たられている農林も一緒ですよ、商工だけでないですよ。後継者が本当に生活できるような対策、支援をしているのか、なんでこれだけ後継者が不足してきたか。そこらをやっけてしっかりと検証して全体で考えていただきたい、この委員会で。今日はこのくらいでおいときますけど。次の議会の時は全部聞きますので。本当に真剣に考えていただきたい、少子化対策。これがないと地方の活性化はありませんので。減りよるけんどうしようもないと、これは町村に任せとったらいけるわと。もうちょっと力を入れたらどうですか。病院は頑張ってくれとる、人口が減って医者も少ない所で一生懸命頑張ってくれよる。病院、医療、やっけて命を守る医療、それから教育、それから雇用、この三つをもうちょっと、今、地方はもう手いっぱい、どないしてもできん。何十年もこの問題については難しい話ですよ。県もここへもう少し力入れてくれたらどうですか。市町村の意見を聴くんやなしに県の意見はないのですか。こうやったらどうですかいうんは。市町村任せでなく県どうですか。

小谷保健福祉部長

ただいま、重清委員のほうから少子化対策、とりわけ過疎地域における少子化対策を県としてどうしていくのかというふうなお尋ね、御意見頂きました。これまでも吉田局長のほうから御答弁させていただきましたが、人口の動態につきましては、自然の動態、そして社会動態というふうなことがあります。自然の減が非常に大きいというところが過疎地域においてもやはり共通の課題であると、このように考えておるところであります。県におきましては、国における子育ての対策、これらを踏まえまして現在は、結婚から出産、子育て、一環した形でどのような取組ができるか、国の新しい制度の中で、県としてどのようなことができるか今考えておるところであります。

加えてただいま委員さんがおっしゃったような視点、特に過疎地域は極めて深刻なんだというところの危機意識を持って、子育て、結婚以前の段階から働く場の確保、それからワークライフバランスということで、働きながらやはり子育てしやすい場ということで、過疎地域においてどのような可能性があるのか、今までのピンチの部分ばかりが、あるいはマイナス部分ばかりが取り上げられておりましたけれども、過疎地域においてこそしっかりとした子育てができる、安心して子供を生み育てることができるような環境づくりとして、どのような形でできるのか、県としても今一度、吉田局長からも申しましたが、市町村の意見も踏まえながら、関係部局がそれぞれ知恵を出し合って、市町村の方々の御意見を踏まえて、創意工夫で徳島ならではの、過疎地域における子育て対策について、しっかりと検討してまいりたいと考えております。国における、これからは社会保障制度改革の中で、新しい財源の確保とか、きめ細かな保育制度をこれからも考えていく必要があるわけですが、それに加えて本県独自としてどのような視点に立って対策ができるか、この点も十分頭に入れて、今後、取り組んでまいりたいと考えておりますので、どうかよろしくお願ひいたします。

重清委員

よろしくお願ひします。部長が答弁したので、終わります。

来代委員長

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

これをもって質疑を終わります。

次に、請願の審査を行います。お手元に御配付の請願文書表のとおり、請願 1 件となっております。

請願第 16 号「乳幼児医療費助成の拡充について」を審査いたします。

本件について、理事者に説明を求めます。

小谷保健福祉部長

請願第16号につきまして、御説明させていただきます。

①の乳幼児等医療費助成制度の対象年齢につきましては、厳しい経済状況が子育て家庭を直撃していることに鑑み、平成24年10月から対象年齢を小学校修了までに拡大しているところであります。

②の自己負担につきましては、厳しい財政状況の下、広く支え合い、将来的にも持続可能な制度とする観点から、一定額の負担をお願いしているところであります。また、所得制限につきましては、基準が緩やかなため、子育て家庭の保護者の多くが範囲内となっているところであります。

なお、実施主体であります市町村が現物給付を選択する場合は、市町村の判断を尊重し、助成対象としております。

③につきましては、これまでも国に対し、様々な機会を通じて、乳幼児医療費の負担軽減を要望しているところでございます。

以上でございます。

来代委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。

本件は、いかがいたしましょうか。

（「継続」と言う者あり）

（「採択」と言う者あり）

それでは、本件については、継続審査と採択との意見が分かれたので、まず、継続審査についてお諮りいたします。

本件は、継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は、御起立を願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本件は、継続審査とすべきものと決定いたしました。

以上で、請願の審査を終わります。

【請願の審査結果】

継続審査とすべきもの（起立採決）

請願第16号①，②，③

（発言する者あり）

来代委員長

それで、ちょっと終わるんですけど、今副委員長から、この付議事件の上から2行目で、「障害者及び女性の人権に関する」と書かれているんですけど、男の人権もあるんじゃないか

という意見が……。 （「おっしゃるとおり」と言う者あり）

おっしゃるとおりで、これで「男の」というのを付けるということを申し込みしたいと思いますけど、よろしいですか。

（「男も付けるん」と言う者あり）

（「人権だけでいい。女性をのける」と言う者あり）

女性をのけると。だから「男性と女性の人権」でいくか、ただの「人権」だけでいくかというのがありますが、もう副委員長に一任ということでよろしいでしょうか。

（「はい」と言う者あり）

樫本副委員長

いや、ちょっと待って、委員長一任じゃ。

来代委員長

分かりました。それでは、そうさせていただきます。

以上で、過疎・人権対策特別委員会を閉会いたします。（11時28分）